

## 附属書二―Dの日本国の関税率表

### 一般的注釈

- 1 この表における日本国の関税分類番号の九桁番号は、日本国の品目表（二千十五年四月一日現在の輸入統計品目表）に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、第二・十六条（公表）(k)の規定に従って公表される対照表とともに参照される。この表は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。
- 2 この表に定める基準税率は、二千十年一月一日における日本国の実行最恵国税率を反映したものである。ただし、その基準税率に一個の星印（\*）を付した品目については、この限りでない。これらの品目に適用される基準税率は、この表に別に明示されている。
- 3 この表において、貨幣単位で表されている税率については、日本国の円の百分の一未満の端数は、四捨五入する。

4 第二・四条（関税の撤廃） 2の規定に基づく日本国による関税の撤廃又は削減については、次の実施区分を適用する。

(a) 実施区分の欄に「E1F」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が日本国について効力を生ずる日から無税とする。

(b) 実施区分の欄に「JPEIF\*」を掲げる品目に該当する原産品に課される調整金以外の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に完全に撤廃する。当該産品に課される調整金の額は、関税分類番号一七〇一一四・一一〇の品目に分類される甘しや糖から得られる分蜜糖（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十八・五度未満に相当するもの）に課される調整金の額から一キログラムにつき一円五十銭を減ずる額とする。

(c) 実施区分の欄に「B4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(d) 実施区分の欄に「B6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

- (e) 実施区分の欄に「JPB6\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。
- (f) 実施区分の欄に「JPB6\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。
- (g) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、五年目の三月三十一日まで基準税率とし、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。
- (h) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(i) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(j) 実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる八回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

- (k) 実施区分の欄に「JPB8\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。
- (l) 実施区分の欄に「JPB8\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。
  - (ii) 三年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 四年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。
- (m) 実施区分の欄に「JPB8\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の三分の一を削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。
- (n) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価十パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき四十四円六十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十五円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
  - (iii) 三年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十六円八十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税

率)まで削減する。

(iv) 四年目の四月一日に従価五・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十七円八十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(v) 五年目の四月一日に従価四・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき八円九十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(vi) 六年目の四月一日に従価二・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。

(vii) 七年目の四月一日に従価一・四パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。

(viii) 当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(o) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って

撤廃する。

- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価十パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき四十四円六十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (ii) 二年目の四月一日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十八円二十九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (iii) 三年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十一円九十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (iv) 四年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十五円五十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

- (v) 五年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十九円十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (vi) 六年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十二円七十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (vii) 七年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき六円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (viii) 当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。
- (p) 実施区分の欄に「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。
- (q) 実施区分の欄に「JPB10\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃

する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価二・二パーセントまで削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(r) 実施区分の欄に「B1」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる十一回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(s) 実施区分の欄に「JPB1\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から十年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A) 次の(1)及び(2)の総額

(1) 一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

(2) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3) 次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

(4) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

	1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	パーセント(%)	
一	三〇七・八七	四・三	
二	二六九・五〇	三・七	
三	二三一・一三	三・二	
四	一九二・七五	二・七	
五	一五四・三八	二・二	
六	一二八・六五	一・八	
七	一〇二・九一	一・四	
八	七七・一九	一・一	
九	五一・四六	〇・七	

## (B) 一キログラムについての課税価格

- (ii) 十一年目の四月一日から無税とする。
- (t) 実施区分の欄に「JPB1\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価四・三パーセントまで削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの四回の引下げにより従価二・二パーセントまで削減する。
  - (iii) 六年目の四月一日から毎年行われる(ii)の規定による税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。
- (u) 実施区分の欄に「JPB1\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの十回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。
- (v) 実施区分の欄に「JPB1\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 十年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 十一年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (w) 実施区分の欄に「JPB1\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの十回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。
- (x) 実施区分の欄に「JPB2\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃

する。

(i) 八年目の三月三十一日までは、基準税率とする。

(ii) 九年目の四月一日から毎年行われる基準税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(y) 実施区分の欄に「JPB13\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの十二回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十三年目の四月一日から無税とする。

(z) 実施区分の欄に「JPB13\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii) 六年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

- (iii) 七年目の四月一日から毎年行われる(ii)の規定による税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十三年目の四月一日から無税とする。
- (aa) 実施区分の欄に「JPB13\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 六年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 七年目の四月一日に(ii)の規定による税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。
  - (iv) 十二年目の三月三十一日までは、(iii)の規定による税率とする。
  - (v) 十三年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (bb) 実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる十六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。
- (cc) 実施区分の欄に「JPB16\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から十五年目の三月三十一日までは、次の額のうちいず

れか低いものとする。

(A) 各原産品の課税価格と当該各原産品につき二万四百円五十五銭に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(B) 次の表の2欄に掲げる額

	1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	パーセント(%)	
一	一八、二八八・七五	七・九	
二	一七、〇六九・五〇	七・四	
三	一五、八五〇・二五	六・九	
四	一四、六三一・〇〇	六・三	
五	一三、四一一・七五	五・八	
六	一二、一九二・五〇	五・三	
七	一〇、九七三・二五	四・七	

一五	一、二一九・二五	〇・五
一四	二、四三八・五〇	一・〇
一三	三、六五七・七五	一・五
一二	四、八七七・〇〇	二・一
一一	六、〇九六・二五	二・六
一〇	七、三一五・五〇	三・一
九	八、五三四・七五	三・七
八	九、七五四・〇〇	四・二

(ii) 十六年目の四月一日から無税とする。

(dd) 実施区分の欄に「JPBI6\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの十五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。
- (ee) 実施区分の欄に「JPB16\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの十五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。
- (ff) 実施区分の欄に「JPB16\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 十五年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 十六年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

- (gg) 実施区分の欄に「JPB21\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの二十回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十一年目の四月一日から無税とする。
- (ih) 実施区分の欄に「JPB21\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの二十回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十一年目の四月一日から無税とする。
- (ii) 実施区分の欄に「JPB21\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤

廃する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる十一回の引下げにより、基準税率の八十パーセントを削減する。

(ii) 十二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率からの十回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十一年目の四月一日から無税とする。

(jj) 実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) (A) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価二十七・五パーセントまで削減する。

(B) 二年目の四月一日から毎年行われる(A)の規定による税率から従価二十パーセントまでの九回の引下げにより、削減する。

(C) 十一年目の四月一日から毎年行われる(B)の規定による税率から従価九パーセントまでの六回の引下げにより、削減する。

(D) 十六年目以降、従価九パーセントとする。

- (ii) (i)の規定にかかわらず、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この(ii)において「日豪経済連携協定」という。）第一・二条(o)に定義する原産品であつて、日豪経済連携協定において第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に分類されるものの関税が、(i)の規定による関税を下回る場合には、実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品に対して日豪経済連携協定の規定による関税の税率を適用する。
- (kk) 実施区分の欄に「JPR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従つて削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価三十九パーセントまで削減する。
  - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる(i)の規定による税率から従価二十パーセントまでの九回の引下げにより、削減する。
  - (iii) 十一年目の四月一日から毎年行われる(ii)の規定による税率から従価九パーセントまでの六回の引下げにより、削減する。
  - (iv) 十六年目以降、従価九パーセントとする。

(11) 実施区分の欄に「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

	1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	パーセント(%)	
一	九三・七五	二・二	
二	九三・七五	一・九	
三	九三・七五	一・七	
四	九三・七五	一・四	
五	五二・五〇	一・二	
六	四九・五〇	〇・九	

七	四六・五〇	〇・七
八	四三・五〇	〇・四
九	四〇・五〇	〇・二
一〇年目以降	三七・五〇	〇

(mm) 実施区分の欄に「JPRS」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	パーセント(%)
一	一二五	二・二
二	一二五	一・九

三	一二五	一・七
四	一二五	一・四
五	七〇	一・二
六	六六	〇・九
七	六二	〇・七
八	五八	〇・四
九	五四	〇・二
一〇年目以降	五〇	〇

(nn) 実施区分の欄に「JPR6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の七十パーセントを削減する。
- (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

- (oo) 実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の十パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。
- (pp) 実施区分の欄に「JPR8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (qq) 実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (rr) 実施区分の欄に「JPR10」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減

する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の九十パーセントを削減する。

(ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ss) 実施区分の欄に「JPR1」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の七十パーセントを削減する。

(ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(tt) 実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の七十五パーセントを削減する。

- (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (uu) 実施区分の欄に「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる十一回の引下げにより、基準税率の五十パーセントを削減する。
  - (ii) 十一年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (vv) 実施区分の欄に「JPR14」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。
- (ww) 実施区分の欄に「JPR15」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。
- (xx) 実施区分の欄に「JPR16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の十五

パーセントを削減する。

(ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(yy) 実施区分の欄に「JPR17」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(zz) 実施区分の欄に「JPR18」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(aaa) 実施区分の欄に「JPR19」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる四回の引下げにより、基準税率の十五パーセントを削減する。

- (ii) 四年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (bbb) 実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる九回の引下げにより、基準税率の六十パーセントを削減する。
  - (ii) 九年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (ccc) 実施区分の欄に「JPR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる九回の引下げにより、基準税率の五十五パーセントを削減する。
  - (ii) 九年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (ddd) 実施区分の欄に「JPR22」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の六十パーセントを削減する。
  - (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (eee)
- 実施区分の欄に「JPR23」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の六十パーセントを削減する。
  - (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (fff)
- 実施区分の欄に「JPR24」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の六十パーセントを削減する。
  - (ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ggg) 実施区分の欄に「JPRS」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる六回の引下げにより、基準税率の六十パーセントを削減する。

(ii) 六年目以降、(i)の規定による税率とする。

(hhh) 実施区分の欄に「JPM」を掲げる品目に該当する原産品であつて、世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たつて、当該原産品の支払額に加えることができる最大の額（以下この4において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、次のとおりとする。

- (i) 一年目については、一キログラムにつき十六円二十銭
- (ii) 二年目については、一キログラムにつき十五円三十銭
- (iii) 三年目については、一キログラムにつき十四円五十銭
- (iv) 四年目については、一キログラムにつき十三円六十銭

- (v) 五年目については、一キログラムにつき十二円八十銭
  - (vi) 六年目については、一キログラムにつき十一円九十銭
  - (vii) 七年目については、一キログラムにつき十一円十銭
  - (viii) 八年目については、一キログラムにつき十円二十銭
  - (ix) 九年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭
- (iii) 実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であつて、世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。
- (i) 一年目については、一キログラムにつき七円六十銭
  - (ii) 二年目については、一キログラムにつき七円二十銭
  - (iii) 三年目については、一キログラムにつき六円八十銭
  - (iv) 四年目については、一キログラムにつき六円四十銭
  - (v) 五年目については、一キログラムにつき六円

- (vi) 六年目については、一キログラムにつき五円六十銭
  - (vii) 七年目については、一キログラムにつき五円二十銭
  - (viii) 八年目については、一キログラムにつき四円八十銭
  - (ix) 九年目及びその後の各年については、一キログラムにつき四円四十銭
- (jjj) 実施区分の欄に「TRQ」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この表の付録A（日本国の関税割当て）に定める当該品目に適用可能な関税割当ての条件に従うものとする。
- (kkk) 実施区分の欄に「MFN」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、輸入の時における実行最恵国税率とする。
- 5 この表において「SG-[n]」の表示を掲げる品目に該当する原産品については、この表の付録B-1（農産品セーフガード措置）及び付録B-2（林産品セーフガード措置）に定める対応するセーフガード措置の適用を受ける。
- 6 この表に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 一年目の引下げは、この協定が日本国について効力を生ずる日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

7 この表の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 4に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、次の(a)又は(b)の場合を除き、毎年均等であるものとする。

(a) この附属書の第A節（関税の撤廃及び削減） 3 (b) (i)、4 (a) (ii)及び4 (b) (ii)に規定する場合

(b) 4において別段の定めがある場合

9 (a) オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、市場アクセスを増大させる観点から、日本国が当該要請を行った締約国に対して行った原産品の待遇についての約束（この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの）について検討するため、この協定が日本国及び当該要請を行った締約国について効力を生ずる日の後七年を経過する日以後に協議する。

- (b) 日本国及び他の国又は関税地域の関連する法的手続（日本国が当該他の国又は関税地域に対して特惠的な市場アクセスを供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要なとされるもの）が完了した後、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、原産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えられるものと同等の待遇を付与する観点から、日本国が当該要請を行った締約国に対して行った原産品の待遇についての約束（この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの）について検討するため協議する。日本国及び当該要請を行った締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の日以後一箇月以内に協議する。
- (c) この9のいかなる規定も、この協定の他の規定に基づく日本国の権利又は義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 10 この表の付録C（関税率の差異）の規定は、付録Cに規定する原産品について日本国が他の締約国に対して異なる関税率を適用する場合について適用する。